



6 教 第 3 6 5 号
令和 6 年 7 月 8 日

矢吹町学校規模適正化検討委員会会長 様

矢吹町教育委員会教育長 大杉 和規

諮 問 書

矢吹町学校規模適正化検討委員会設置要綱第 2 条の規定に基づき、下記事項を諮問いたします。

記

1. 諮問事項

町立小学校の適正な規模及び配置の基本的な考え方について

2. 諮問理由

矢吹町教育委員会では、町立幼稚園及び町立小学校の適正な規模及び配置について検討するため、令和 4 年 1 0 月に「矢吹町学校規模適正化検討委員会」を設置し、令和 4 年度及び令和 5 年度の 2 年間、町立幼稚園の適正化に関する審議をいただきました。その答申に基づき令和 5 年 4 月に「矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置の基本方針」を策定し、令和 6 年 7 月に「矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置計画」を定例教育委員会で決定する予定であり、幼稚園の適正規模・適正配置については、一定の方向性が定まりつつあります。

一方、小学校については、幼稚園の適正化の取組みを始めた令和 4 年度の児童数 8 6 5 名から令和 6 年 5 月現在では 8 5 7 名へと児童数の減少が徐々に進行しております。なお、住民基本台帳の登録者数を基に試算した 6 年後の令和 1 2 年度の児童数の推計値では 6 7 2 名と現在よりおよそ 2 割の減少が見込まれ、各小学校における小規模化の進行により各地区の学校規模の差が広がっていくことが想定される状況にあります。加えて学校施設の老朽化への対応など児童が安心して学べる教育環境の充実についても必要性が高まっております。

このような理由から諮問いたしますので、調査及び審議くださいますようお願い申し上げます。